

令和8年度 後期 狂犬病予防集合注射・飼い犬登録について

下記のとおり、後期 狂犬病予防集合注射・飼い犬登録を実施します。生後 91 日以上の犬は、生涯に一度の飼い犬登録と年に一回の狂犬病予防注射の接種が義務付けられていますので、必ず注射を受けさせてください。飼い犬を町に登録されている方にはハガキが届きますので、会場にご持参ください。

●矢部地区

10月7日		10月8日	
13:15 ~ 13:20	杉木 北浜館	13:30 ~ 13:35	入佐地区集会所
13:30 ~ 13:35	やまと文化の森	13:45 ~ 13:50	旧 JA 名連川支所
13:40 ~ 13:45	旧白糸第一小学校	14:05 ~ 14:10	旧 JA 下名連石支所
13:55 ~ 14:00	千寿苑 正面駐車場	14:20 ~ 14:25	金内公民館
14:10 ~ 14:15	旧下矢部東部小学校	14:40 ~ 14:45	旧中島南部小学校
14:25 ~ 14:30	下矢部西部農村環境改善センター	15:00 ~ 15:05	旧中島西部小学校

●蘇陽地区

10月16日	
9:30 ~ 9:35	東竹原老人憩いの家
9:55 ~ 10:00	二瀬本コミュニティセンター
10:15 ~ 10:20	上差尾地区交流館
10:40 ~ 10:45	西部地区交流館
11:05 ~ 11:10	馬見原公民館
11:25 ~ 11:30	役場 蘇陽支所

●注射料金及び飼い犬登録手数料

・注射料金	3,300 円
(注射代	2,800 円)
(注射済票交付手数料	500 円)
・飼い犬登録手数料	3,000 円

※おつりが生じないように準備をお願いします。

●清和地区

10月21日		10月22日	
13:30 ~ 13:35	仁田尾集落センター	13:15 ~ 13:20	元農協小峰支所
13:45 ~ 13:50	元鶴底公民館	13:35 ~ 13:40	榎原地区婦人活動促進施設
14:00 ~ 14:05	井無田へき地出張診療所前	14:10 ~ 14:15	滝下地区（水の森交流館）
14:15 ~ 14:20	郷野原公民館	14:30 ~ 14:35	尾野尻公民館
14:30 ~ 14:35	長成公民館	14:45 ~ 14:50	仮屋公民館
14:50 ~ 15:00	清和体育館		

- ・会場をご利用される際は、フンの始末などマナーを守ってください。
- ・どうしても会場に飼い犬を連れてくることができない場合は、自宅で注射を受けることができます。
(下記の問合せ先へ事前の予約が必要です。出張料 別途 2,000 円)
- ・狂犬病予防注射は、動物病院でも受けることができます。

問合せ 環境水道課 ☎ 72-4002 清和支所 住民福祉係 ☎ 82-2112 蘇陽支所 住民福祉係 ☎ 83-1112

動物愛護月間について

9月は動物愛護月間です。県動物愛護センターなど様々なところで、動物愛護と適正飼育への理解を深めるためのイベントが開催されます。イベントに参加していただくとともに、リードや首輪がペットの体にあったものとなっているか・古くはなっていないか、飼育場所の鍵が閉めにくなっていないかなど、日頃の飼育環境を確認しましょう。また、犬や猫など愛護動物の虐待は犯罪です。見かけた場合は、熊本県動物愛護センターや警察署へご連絡ください。

問合せ 熊本県動物愛護センター犬猫相談窓口（平日9時～16時） ☎ 0964-27-8115



行政相談月間について

9月及び10月は、行政相談制度の普及・促進のための「行政相談月間」です。行政相談委員が町民からの意見や要望を受け付け、行政運営の改善に活かしていきます。この機会にぜひご相談下さい。

○日 時 令和8年10月15日（木） 午前9時～正午まで

○場 所 山都町役場 本庁及び各支所（清和・蘇陽）会議室

○相談員 田中 耕治 委員 藤島 精吾 委員 入田 あをい 委員
(矢部地区) (清和地区) (蘇陽地区)



※上記日時以外でも相談を受付けています。下記問合せ先へ連絡いただくと後日相談委員へお取次ぎいたします。

行政相談委員とは？

市町村長からの推薦により、総務大臣が委嘱した民間有識者で、全国に約5,000人が配置されています。無報酬のボランティアとして、国などの行政活動全般に関する相談等を受け付け、その解決のための助言や関係機関に対する連絡などの業務を行っています。

問合せ 総務課 ☎ 72-1111

滞納者への財産差押えを実施しています！



町では、納期限内に納付されている納税者との公平性を確保するため、滞納者に対し財産調査および差押えを実施しています。

地方税法および国税徴収法の規定に基づき、督促状を送付した日から起算して10日を経過してもなお納付が確認されない場合には、滞納処分を執行いたします。

預貯金、給与、生命保険、不動産および動産などを調査し、財産がある場合は差押えを実施します。差し押さえた財産は公売により換価し、滞納町税へ充当します。

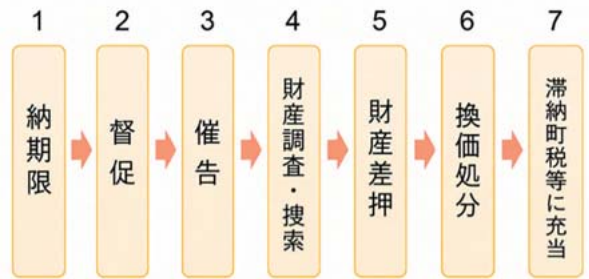
町税は、福祉・教育道路整備など、町民生活を支える大切な財源です。必ず、納期限までに納付しましょう。

納税にお困りの場合は

災害など、やむを得ない事情等により、納期限までに町税を納めることができない場合は、必ず町民課税務係までご相談ください。

問合せ 町民課 ☎ 72-1128

■滞納処分等の一例



■直近3か年の滞納処分実績（R5～7年度）

区 分	件 数
家宅搜索	17 件
預貯金債権	368 件
給与債権	10 件
その他の債権（国税還付金ほか）	65 件